

平成20年(' 08) 6 / 25

第58号

火事と救急は
局番なし119番



発行

吹田市防火連合会

吹田市江坂町1丁目21-6

吹田市消防本部内

電話(06)6193-0119(代表)

平成20年度全国統一防火標語

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』



ロープ・ブリッジ救出訓練

火災のない明るい吹田市を築きましょう

消防長就任ごあいさつ



吹田市消防本部
消防長 俊 多希憲

市民の皆様並びに関係各位におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本市消防行政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

4月1日付をもちまして吹田市消防長に就任いたしました俊 多希憲

(とし たきのり)でございます。もとより微力ではございますが、前消防長が構築された業績を礎とし、消防行政に専心精励してまいり所存でございますので、前消防長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市では、ここ数年特筆した火災はなく、100件未満の件数を堅持しておりましたが、この5月23日には吹田市で唯一の国の重要文化財である吉志部神社が全焼するという火災が発生いたしました。

また、他市におきましては6月2日に神奈川県綾瀬市で知的障害者3名が死亡するという火災が発生しております。

この火災は、死者7名が発生した長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を受けて改正された消防法施行令の施行を目前にした火災でありました。

こうした災害に備えるため、本市では「安心・安全の都市(まち)づくり宣言」が行われましたが、消防は安全確保の最前線で、市民の皆様が安心して暮らすことができる都市(まち)を目指して、より一層積極的に広範にわたる消防行政の展開を図ってまいります。

その手始めといたしまして6月1日から市内の救急車にモバイル・テレメディシン・システムを整備し、運用を開始いたしました。

このシステムは、従来から伝送していた傷病者の心拍、心電図波形等の情報に加えて、患者の画像情報をリアルタイムに医療機関に伝送するもので、これにより医師から救急隊に対して適時、指示・助言を受けることができる体制が確立されました。また、本年の10月からは、増加する救急需要に対応するため、市内で7隊目となる救急隊を北消防署に配備いたします。

災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するか予測が困難です。消防本部といたしましては、今後も各種災害事案への対応はもちろんのこと、救急の体制整備、救命救急技術の向上、住宅火災による焼死者低減のための住宅用火災警報器の設置指導や消防法令違反の是正、地域ぐるみの放火防止活動など、広範な消防行政の展開を図ってまいります。

結びになりましたが、皆様方の益々のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新任のご挨拶といたします。

消防本部人事異動 (課長級以上)

(平成20年4月1日現在)

消防長	俊 多希憲 (警防指令室長)
理事	兵頭 三郎 (東消防署長)
総務予防室長	中川 正人 (予防課長)
警防指令室長	松中 唯人 (南消防署長)
消防本部総括参事 (指令調査課長事務取扱)	宮田 博史 (救急救助課長)
南消防署長	松下 勇一 (警防指令室参事)
西消防署長	山崎 清治 (総務予防室長)
東消防署長	山田 洋雄 (消防本部総括参事・指令調査課長事務取扱)
予防課長	廣瀬 栄二 (予防課長代理)
救急救助課長	中西 保詞 (指令調査第2司令)
警防指令室参事	佐々木 善信 (指令調査第1司令)
北消防署副署長	榎藤 辰彦 (北消防署警備司令)
東消防署副署長	木田 雅弘 (南消防署警備司令)
市長事務部局出向 (環境部事業課長)	杉 文雄 (総務予防室参事)
退職	廣瀬 茂 (消防長)
退職	荒谷 利男 (理事)
退職	佐々木 満男 (西消防署長)

◆協会だより◆

吹田市防火連合会

6月30日(月) 総会(千里柏屋)

吹田市工場危険物防火協会

4月17日(木) 役員会(消防本部)

5月28日(水) 総会(東急イン)

吹田市建設業防火協会

4月7日(月) 幹事会(消防本部)

6月3日(火) 総会(東急イン)

吹田市公衆集合場防火協会

4月25日(金) 役員会(消防本部)

6月17日(火) 総会(サニーストンホテル)

吹田市家庭防火クラブ連絡協議会

5月12日(月) 総会(消防本部)

吹田市防火さつき会

4月22日(火) 総会(消防本部)

◆神崎川畔さくら祭り◆



4月5日(土) 第4回神崎川畔 さくらまつりが開催されました。

このイベントは、神崎川畔の29企業で構成される神崎川畔企業連絡会が主催し、吹田市も後援しています。

当日は、快晴のもと榎木メイン会場では吹田市消防音楽隊も出演し、さくら満開の中爽やかな演奏で、来場者の皆様から拍手をいただきました。

また、榎木橋から高浜橋までの約4km コースで行われたスタンプウォークには、参加団体が趣向をこらしたブースを設置し、市民と企業の交流の輪が広がりました。

◆吹田産業フェア◆



5月10日(土) 11日(日) は第25回吹田産業フェアがメイシアター・市役所駐車場の両会場で開催されました。

初日はあいにくの雨天でしたが、2日間で61,000人の市民の方が来場され、25周年の節目の年として例年のイベント以外に実施された『にぎわいのまちづくり』シンポジウムで基調講演とパネルディスカッションを開催し、これからの商工振興について熱い討論が交わされました。

また、TVで人気の『出張! なんでも鑑定団 in 吹田』をメイシアター大ホールで、満員の中収録が行われました。

両イベントとも多くの来場者の方より、好評をいただき、大いに盛り上がり終了しました。

消防法の一部改正について

平成18年1月の深夜、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで、火災が発生し、入居者7名が亡くなられるという惨事がありました。

これを受けて、平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。

改正法令を遵守することにより、入所している方々の安全を確保し、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが求められます。



法令改正の概要 (平成21年4月1日施行)

- 1 **防火管理者の選任等**
 - 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
 - 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施
- 2 **消防用設備等の設置**
 - 自動火災報知設備…すべての対象施設 (経過措置：3年)
 - 火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)…すべての対象施設(経過措置：3年)
 - スプリンクラー設備…延べ面積275㎡以上の対象施設(経過措置：3年)
(建物の位置、構造、設備等の状況によっては、設置が免除される場合があります。)
 - 消火器…すべての対象施設(経過措置：1年)

収容人員10人以上の対象施設

▲ 防火管理者の選任等及び消防用設備等の設置に関するお問い合わせは、消防本部予防課、最寄りの消防署で行っています。
 ・消防本部予防課 (吹田市江坂町 1-21-6 TEL6193-1116)
 ・南消防署 (吹田市内本町 1-23-14 TEL6317-0119) ・北消防署 (吹田市藤白台 1-1-50 TEL6872-0766)
 ・西消防署 (吹田市江坂町 1-21-6 TEL6384-0151) ・東消防署 (吹田市尺谷 5-15 TEL6876-9119)

防火管理者の選任が必要となる基準

法令改正により、防火管理者の選任が必要となる基準が収容人員 (入居者と従業員を合算した人数) 10人以上となる施設は、次のようになります。

改正前		改正後	
用途区分	収容人員	用途区分	収容人員
6 項	イ 病院、診療所、助産所	6 項口 主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	10 人以上
	ロ 老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等		
	ハ 幼稚園、特別支援学校		
16 項イ	複合用途の建築物のうち、その一部に1項～4項、5項イ、6項、9項イの用途を含むもの※	16 項イ 複合用途の建物等のうち、その一部に6項口の用途部分を含むものに限る	30 人以上
16 項イ	複合用途の建築物のうち、その一部に1項～4項、5項イ、6項イ、6項ハ、6項ニ、9項イの用途を含むもの (6項口の用途部分を含まないものに限る)		
16 項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に1項～4項、5項イ、6項イ、6項ハ、6項ニ、9項イの用途を含むもの (6項口の用途部分を含まないものに限る)		
16 項2	地下街	16 項2 地下街(6項口の用途部分を含むものに限る)	30 人以上
6 項	イ 病院、診療所、助産所	6 項イ 複合用途の建物等のうち、その一部に6項口の用途部分を含むものに限る	30 人以上
	ハ 老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等		
	ニ 幼稚園、特別支援学校		
16 項2	地下街	16 項2 地下街	30 人以上

※さまざまな用途のテナントが入っているビル等で、不特定多数の人が出入りする飲食店や、行動力にハンディキャップのある人が出入りしている病院等の用途をテナントの一部に含んでいる建物等。

(注)上記建物のうち、地階を除く階数が3以上で、管理権原が分かれているものについては、共同防火管理(建物全体としての一体的な防火管理のため必要な事項を各管理権原者で協議し定めること)が義務づけられています。

消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、消防法施行令別表第一6項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消火設備と警報設備の設置が義務づけられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上の施設	すべての施設
火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)	延べ面積500㎡以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000㎡以上の施設	延べ面積275㎡以上の施設※
消火器	延べ面積150㎡以上の施設	すべての施設

※ 延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

事業所訪問

(株) 江坂設備工業

当社は、昭和46年4月に吹田市の江坂で創業致しました。

この地は、当時は田畑ばかりでしたが、今では住宅・マンション・事務所が立ち並んでおります。

その変化していく江坂の土地で37年がたちました。その間、様々な仕事をさせていただき現在の当社の強みである「確かな技術」を身につけることができました。



Save Energy
Save Resources
Save Garbages



- * 1人の顧客を徹底して知る
- * 1つのサービスを徹底して大切にする
- * 1円のコストを徹底して生かす

以上の「1の精神」を基本理念としてお客様に満足いただける、サービス、品質、価格を提供していくよう努力しています。

特に「品質」においては「確かな技術と感性で仕事すること」を品質方針とし、2006年4月に「ISO9001・2000」を取得いたしました。今後も37年間培った「確かな技術」で地域社会に貢献していきます。

また、地域活性化のため若い力を育むため人材を募集しています。興味をもたれた方はお気軽にご連絡下さい。

本 社 〒564-0051 吹田市豊津町2-3-1
TEL06-6385-1821 FAX06-6338-8454
大阪営業所 〒532-0012 大阪市淀川区木川東4-17-9-1310
TEL06-6886-5992
URL : <http://www4.ocn.ne.jp/~s.esaka/>

◆大阪府消防表彰式◆

平成20年3月23日(日)
大阪市中央区の大阪府青少年会館で開催された大阪府消防表彰式で、吹田市川面町家庭防火クラブが長年地域の火災予防の普及に貢献した功績により、(財)大阪府消防協会会長表彰を受けました。

会場には、吹田市家庭防火クラブ連絡協議会 阪本緑会長(左側)、吹田市川面町家庭防火クラブの笹川順子会長が出席されました。



◆消防救助技術近畿地区指導会◆

第37回消防救助技術近畿地区指導会が平成20年7月26日(土)に兵庫県広域防災センター(兵庫県消防学校)で開催されます。

今年も、障害突破訓練とロープ・ブリッジ救出訓練にそれぞれ2チームが出場します。二年連続の全国大会出場に向け、ハードな訓練に取り組んでいます。



◆第10回危険業務従事者叙勲◆

平成20年5月2日(金)大阪府知事公館において、元吹田市消防職員の西野主次郎氏と浅田邦雄氏が、著しく危険性の高い業務に精励した功績により、大阪府知事から危険業務従事者叙勲を伝達されました。

両氏は、同年5月14日(水)東京都新宿区の日本青年館において行われた総務省消防庁長官からの伝達式にも出席されました。



西野 主次郎 氏 (右側)



浅田 邦雄 氏

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

今お住まいの住宅には、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が必要です。

【設置場所】

- ・住宅の寝室及び階段部分に設置します。
- ・台所についても設置をお勧めしています。

【購入等】

- ・購入される場合は、右のNSマークが付いているものを選びましょう。

【その他の注意点】

- ・不適切な訪問販売にご注意下さい！



お問い合わせ

南消防署 (吹田市内本町 1-23-14) TEL: 6317-0119)
北消防署 (吹田市藤白台 1-1-50) TEL: 6872-0766)
西消防署 (吹田市江坂町 1-21-6) TEL: 6384-0151)
東消防署 (吹田市尺谷 5-15) TEL: 6876-9119)

火災のない
明るい吹田市を
築きましょう



◆自治体消防制度発足 60 周年記念式典◆

平成20年3月2日(日)吹田市文化会館(メイスシアター)において、本年が自治体消防制度発足60周年にあたることから、これを記念して自治体消防制度発足60周年記念式典が行われました。

第一部は、阪口市長、廣瀬消防長から職務に精励している消防職員・団員並びに消防行政に積極的な援助又は協力いただいた一般の個人・団体への表彰式を行いました。



第二部は、吹田市消防音楽隊が発足20周年となることから、サクソ奏者の古谷充氏にご協力をいただき、『古谷充/吹田市消防音楽隊ジョイントコンサート』として記念演奏会を行いました。



◆新 車 両 等 紹 介◆



救急救助課 救助工作車2

平成20年3月10日から運行されている「救助工作車2」は、消防ポンプを積載していますが、以前の救助ポンプ車とは違い本格的な救助工作車として、R II型シャーシ・4WD仕様となっており、災害発生地域に応援出動できる緊急援助隊車両として登録されています。

救助器具は、煙の中でも要救助者を捜索できる熱画像直視装置や交通事故などで威力を発揮する大型油圧救助器具、マット型空気ジャッキなどが積載されており、危険物質災害に対応するため、陽圧式化学防護服や除染用資機材(下記)も併せて整備されました。



【除染用資機材】

除染用資機材は、テント、シャワー及び貯水槽などで構成されており、危険物質災害時に、汚染された消防隊員の防護服や救助者をテント内部で温水シャワーによって洗い流して除染を行うもので、このときシャワーの飛沫が飛び散ることによる汚染範囲の拡大を防ぎます。